

放置危険空き家対策事業（補助金）のご案内

- ・市民の安全で安心な生活環境を保全するために、利活用が困難な保安上危険な空家等を所有者等が除却する際、除却に要する費用の一部を支援します。

※補助を受けるためには、一定の条件があります。詳しくは本市ホームページをご覧くださいのうえ、お問い合わせください。

補助金の額及び募集戸数

- ・除却に関する費用の1/2
（限度額:30万円）
- ・予算の範囲において先着順

申請期間

- ・令和7年7月 1日から
令和8年1月30日まで
- ※予算が無くなり次第終了となります。

◎補助対象条件

（1）補助対象物件

- ・木造又は鉄骨造である一戸建て住宅又は併用住宅で、概ね年間を通して使用実績がない等、長期間にわたって居住がなされていないもの
- ・外観目視による市の調査で評点（不良度判定）が100点以上であること、もしくは特定空家等で命令措置を受けていないこと

※特定空家等とは

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条に規定される「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」などの空き家で、市が「特定空家等」に指定した場合、指導や勧告、命令など所有者に改善を求めることができます。

（2）補助対象者

- ・対象物件の所有者もしくは相続人（詳しくは、お問合せください。）

（3）対象工事

- ・対象物件の除却工事

◎注意事項

- ・補助の交付を受けるためには、まず事前協議の申込みが必要です。なお、事前協議は先着順となりますため、ご注意ください。
- ・事前協議後に、市職員が敷地に立入り、現地調査を実施します。
- ・現地調査後、市から調査結果が通知されますので、対象となる場合は交付申請の手続きをすることができます。
- ・補助金の交付決定を受ける前に除却工事の契約を締結した場合、補助金の交付はできません。

お問い合わせ

青森市都市整備部 住宅政策課

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7 ☎017-734-2385 Fax 017-734-5568